平成２７年度青森県農作業安全運動実施方針

１　目的

農作業が本格化する春季及び収穫作業の集中する秋季には、例年、農作業事故が多く発生していることから、国の農作業安全確認運動と連携し、農業者に対して農作業安全意識の高揚を図るとともに農業機械による事故防止について注意を喚起し、農作業事故を未然に防止する。

２　実施期間

春季：平成２７年４月　１日（水）～平成２７年　５月３１日（日）
秋季：平成２７年８月１５日（土）～平成２７年１０月３１日（土）

３　本県の農作業事故の傾向（過去１０年）

（１）死亡者の約６割が７０歳以上の高齢者である。
（２）乗用型トラクターによる事故が全体の約４割と最も多い。
（３）ほ場への出入りや傾斜地など危険箇所での転落・転倒が多い。
（４）機械点検中や衣服等による機械の巻き込まれ事故が多い。
（５）はしごや脚立、高所作業台車等を使用した高所での事故が、増加傾向にある。

４　主な推進事項

（１）共通事項

①　機械操作や高所作業等においては、ヘルメットを着用する。
②　携帯電話を所持するなど、家族・消防等へすぐに連絡できるようにする。

（２）高齢者の事故防止

＜本人の対応＞
①　加齢により心身機能が変化することを踏まえ、無理のない作業を行う。
②　長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に十分な休憩を取る。
③　作業がきついと感じたら、無理せず受託組織等に委託する。

＜家族への声がけ＞
①　一人での農作業は行わない。やむを得ず一人で作業する場合は、家族に作業場所を告げて作業する。

＜地域での取組＞
①　農作業安全講習会への参加や周りで起こった事故などについて話し合うことにより日常の農作業に潜む危険性を再認識する。
②　地域のみんなで、「気を付けて」などの声掛けをし合う。

（３）トラクターの事故防止

①　安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着を推進する。
②　田や畑の出入りや畦畔を越えるときには、転倒・転落に注意する。
③　追突事故防止のため、夕方は早めにライトを点灯し、トラクターや作業機の目

立つ所に反射材を取り付け他の自動車に注意を促す。

④　移動や道路走行時には、必ず左右のブレーキペダルを調整した上で連結金具で止める。

（４）機械への巻き込まれ事故の防止

①　機械調整・点検、詰まり除去時のエンジン停止を徹底する。

②　服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。

（５）その他安全な機械操作の促進等

①　農業機械操作の基本に立ち返り、慣れによる油断からの事故を防止する。

②　作業時には、他の作業者や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているか注意を払う。

③　機械を使用する前には、必ず取扱説明書を確認する。

（６）高所作業中の事故防止

①　高所からの資材運搬や、ビニール等の開帳など後ろ向きで移動する作業は、周りの状況を確認し、身体の安定を保って行う。

②　はしごや脚立を使用する時は、安定した場所に設置し、転倒や過剰な開脚に注意し、固定してから作業する。特に雨天で作業する際は、滑りやすいので注意する。

③　脚立の天板に乗らないなど、本体表示をよく確認し、取扱上の注意事項を守る。

（７）労災保険等への加入推進

農作業事故・交通事故が発生すると、受傷した本人ばかりか、農家経済に重大な影響を及ぼすので、万一の事故に備えて「労災保険」や「農機具共済」等の任意保険に加入する。

５　運動の推進体制

（１）県段階

①　農事情報（ラジオ)、生産指導情報、チラシ、ホームページ、県広報誌等の活用による啓発

②　国の「農作業安全確認運動」との連携強化

③　農作業事故調査の実施及び調査結果を踏まえた注意喚起

④　報道機関等への県内の事故状況等の情報提供

（２）各地域県民局及び市町村・農協段階

①　国の「農作業安全確認運動」への参加登録

②　重点推進地区における重点対策の実施

③　安全運動ポスターの掲示、チラシの配布、関係機関・団体の広報誌の活用等による事故防止の周知徹底

④　地域県民局、市町村、農協等の地域巡回指導及び各種講習会での安全啓発

⑤　各地域における事故発生状況の農業者への情報提供

⑥　労災保険等各種災害補償制度への加入促進